

原子力規制委員会と 原子力防災体制について

平成26年3月5日
内閣府 大臣官房
原子力災害対策担当室
(柏崎刈羽地域担当)

○ 原子力規制委員会

○ 原子力防災体制

- 法体系と国、県、市町村の役割
- 国の防災行政

平成23年8月15日 閣議決定

原子力安全規制に関する組織について、**原子力安全行政に対する信頼回復**とその**機能向上を図る**ため、次に掲げるところにより、改革を進めるものとする。

○当面の安全規制組織の見直しの方針

- ・ **規制と利用の分離**
- ・ **原子力安全規制に係る関係業務の一元化**
- ・ **危機管理**
- ・ **官民を問わず、質の高い人材の確保**
- ・ **規制の在り方や関係制度の見直し**

○ 新組織を設置するための必要な法律案の立案等の準備を平成24年4月を目指して行う

○ 東京電力福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会による組織の在り方に係る検証結果等が示された場合は柔軟に対応

○ 中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しや事故調査・検証委員会による検証の結果を含めてより広範な検討を進め、新組織が担うべき業務の在り方やより実効的で強力な安全規制組織の在り方について、平成24年末を目途に成案を得ること。

原子力基本法(昭和30年12月19日法律第186号) 抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

第一章の二 原子力規制委員会

第三条の二 原子力利用における安全の確保を図るため、別に法律で定めるところにより、環境省の外局として、原子力規制委員会を置く。

第一章の三 原子力防災会議

(設置)

第三条の三 内閣に、原子力防災会議(以下「会議」という。)を置く。

○ 法案から発足まで

- ・ 2012年（平成24年）1月31日、第180回国会において法案が提出
- ・ 同法案は同年6月15日に衆議院で可決、同年6月20日に参議院で可決され、同年6月27日に公布
- ・ **平成24年9月19日、原子力規制委員会が発足**

○ 概要

- ・ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置。
- ・ 委員長及び委員4人をもって組織され、委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- ・ 原子力規制委員会には、その事務局として原子力規制庁が置かれる。



(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務(原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。)を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、**環境の保全**並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

(任務)

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、**環境の保全**並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること(原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。)を任務とする。

原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)※抜粋

(所掌事務)

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原子力利用における安全の確保に関すること。
 - 二 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
 - 三 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
 - 四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
 - 五 放射線による障害の防止に関すること。
 - 六 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
 - 七 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
 - 八 原子力利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教育及び研究に係るものを除く。)に関すること。
 - 九 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 十 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故(以下「原子力事故」という。)の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
 - 十一 所掌事務に係る国際協力に関すること。
 - 十二 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、原子力規制委員会に属させられた事務
- 2 原子力規制委員会は、その**所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、**関係行政機関の長に対し、**原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。**

○ 原子力規制委員会

○ 原子力防災体制

- 法体系と国、県、市町村の役割
- 国の防災行政

災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)

○ 制定の背景、主旨

- ・ 災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された、我が国の災害対策関係法律の一般法。
- ・ 災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定されたもの。

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、**防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする**とともに、**防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める**ことにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)

○ 制定の背景、主旨

- ・ 1999（平成11）年9月30日に茨城県東海村で発生した株式会社JCOの臨界事故を契機
- ・ 災害対策基本法及び原子炉等規正法の特別法として、原子力災害対策特別措置法（原災法）が1999（平成11）年12月17日に制定、2000（平成12）年6月16日から施行。

(目的)

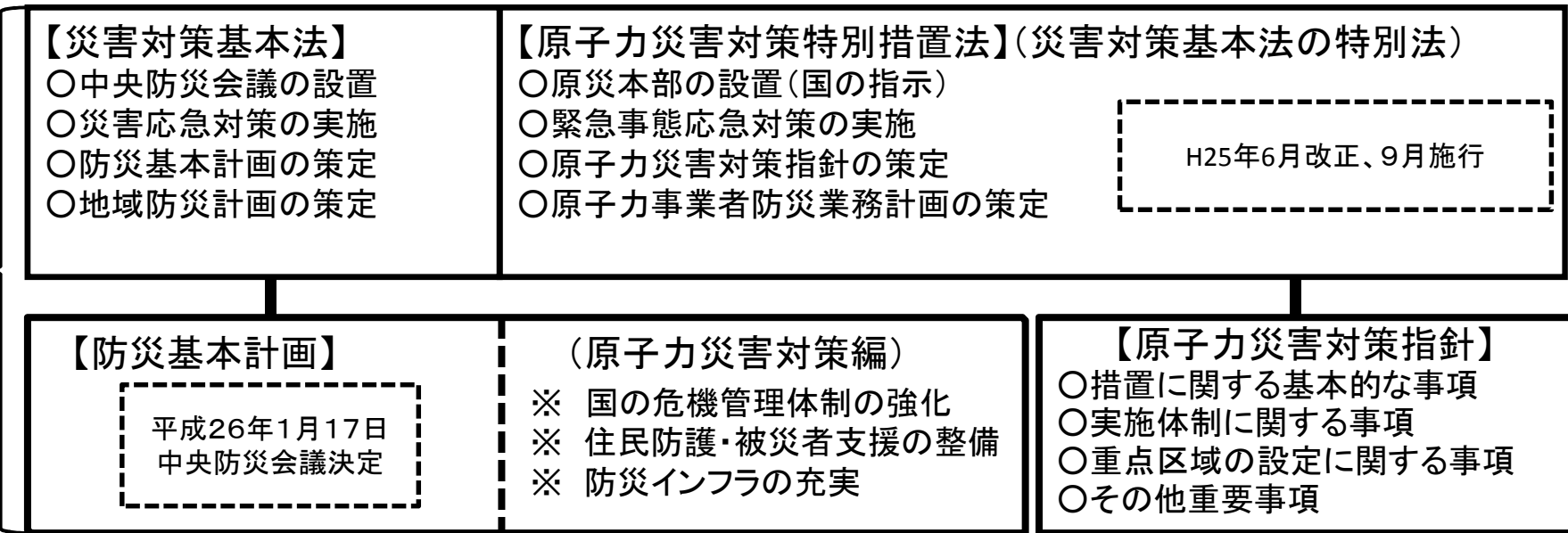
第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、**原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項**について特別の措置を定めることにより、**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）**、**災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）**その他**原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もつて原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。**

災対法と原災法との主な枠組みの相違

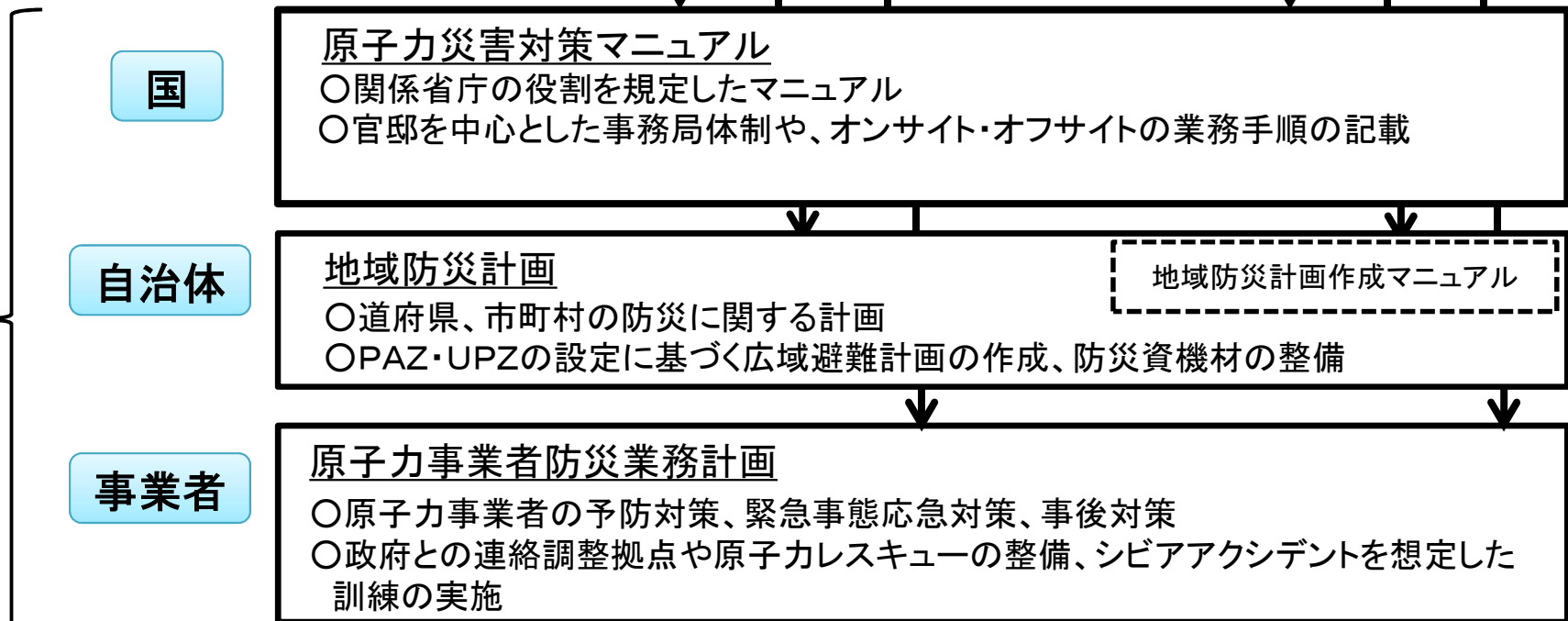
	災害対策基本法	原子力災害特別措置法
事故災害の原因者	特段の規定なし	原子力事業者の責務、具体的義務を規定
防災訓練	それぞれ又は共同して行う防災訓練を義務付け	内閣度総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づき実施
政府の対策本部	非常災害対策本部の任意的設置 (国務大臣が本部長)	原子力災害対策本部の必要的設置 (内閣総理大臣が本部長)
	緊急災害対策本部の任意的設置 (総理が本部長)	
本部長の権限	非常災害対策本部 地方公共団体の長、指定公共機関等への指示など	<ul style="list-style-type: none"> ・関係指定行政機関の長、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共交通機関、原子力事業者等への指示 ※原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的、専門的知見に基づいて行う判断の内容にかかる事項は対象としない。 ・自衛隊の部隊等の派遣要請 ・資料、情報の提供、意見の表明、必要な協力の要求など
	緊急災害対策本部 関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等への指示など	
政府の現地対策本部	任意的設置	必要的設置
地方公共団体の本部	任意的設置	原子力緊急事態宣言があったときは、必要的設置
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定 ・内閣総理大臣が緊急事態応急対策拠点施設を予め指定 ・現地に原子力災害合同対策協議会を組織 ・原子力防災専門官を配置

枠組みと各主体の行動計画

〈国の枠組み〉



〈各主体の行動計画〉



国、県、市町村の役割(概要)

	国	県	市町村
責務 (災対法)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。 ・災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する ・地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する ・区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。 ・市町村長は、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図る。 ・住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
防災計画 (原災法第28条に基づく災対法の読み替え)	【災対法第35条】 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 ○防災に関する総合的かつ長期的な計画 ○防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項 ○前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの	【災対法第40条】 ○都道府県地域防災計画に掲げる事項 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育、訓練その他の 原子力災害予防対策 、情報の収集、伝達、 原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。) に関する 情報の伝達 、避難、救難、救助、衛生その他の 緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策 に関する事項別の計画	【災対法第42条】 ○市町村地域防災計画に掲げる事項 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の 原子力災害予防対策 、情報の収集及び伝達、 原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。) に関する 情報の伝達 、避難、救難、救助、衛生その他の 緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策 に関する事項別の計画
情報伝達 (防災基本計画：原子力災害対策編)	○国、地方公共団体及び原子力事業者は、周辺住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。 ○国、地方公共団体及び原子力事業者は、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。 ○国及び地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図る ○国及び地方公共団体は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。	国は、「原子力災害対策マニュアル(平成24年10月19日原子力防災会議幹事会)で具体的な方法を規定。県・市町村は地域防災計画で規定	
住民等の避難誘導体制 (防災基本計画：原子力災害対策編)	○国〔原子力規制委員会、関係省庁(実動組織含む。)]は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うものとする。(P.526)	○地方公共団体は、 屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府)及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。 ○PAZ内の地方公共団体においては、 迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、UPZの地方公共団体においても、広域避難計画を策定するものとする。(P.500)	

○ 原子力規制委員会

○ 原子力防災体制

- 法体系と国、県、市町村の役割
- 国の防災行政

内閣府設置法(平成11年7月16日法律第89号)

(任務)

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、**災害からの国民の保護**、～ 省略 ～ その他の広範な分野に係る施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

第四条第3項第14号の2(所掌事務)

十四の二 **原子力災害対策特別措置法**(平成十一年法律第百五十六号)**第二条第一号に規定する原子力災害**(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。)**に対する対策に関すること。**

内閣府本府組織令(平成12年6月7日政令第248号)

○**第二条第23号(大臣官房の所掌事務)**

二十三 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。第十四条第五号において単に「原子力災害」という。)に対する対策に関すること。

○**第十四条第5号～第8号(企画調整課の所掌事務)**

五 原子力災害に対する対策に関すること。

六 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

七 独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会の庶務に関すること。

八 原子力基本法第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

内閣府原子力災害対策担当室の事務

原子力災害対策担当室の設置に関する訓令(平成24年9月18日 内閣府訓令第29号)

(設置)

第1条 内閣府大臣官房に、原子力災害対策担当室を置く。

原子力災害対策担当室の所掌事務

○予算執行業務

原子力発電所の周囲30km圏内(24道府県)の道府県を対象に原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付、防災活動用の資機材や通信網、対策拠点施設の整備等を支援、地域防災対策の更なる充実・強化に取り組む

- ・緊急時連絡網整備等事業
- ・防災活動資機材等整備事業
- ・緊急時対策調査・普及等事業
- ・緊急事態応急対策等拠点施設整備事業
- ・即時避難地域における要援護者等屋内退避施設確保事業
- ・代替オフサイトセンター放射線防護対策事業
- ・防災重点区域における住民等の防護対策強化事業

○地域防災計画の策定に関する地方公共団体に対する支援

地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアルを消防庁とともに取りまとめ、各自治体に提供

○原子力防災専門官による指導・助言

緊急時応急対策等拠点施設(OF C)に原子力防災専門官を常駐
現地を拠点として、周辺の自治体や原子力事業者が行う原子力防災対策の充実・強化に対し普段から指導・助言を行う。緊急時には、情報収集をはじめ、自治体が行う情報収集・応急措置に関する助言等を行う。

原子力防災体制の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災対策を推進する体制を整備
- 原子力施設における緊急時の事故収束について原子力規制委員会が事業者を指導・監督

平時

原子力防災会議 (内閣に常設)

議長 : 内閣総理大臣
副議長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
議員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長 : 環境大臣

(役割)

- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進
- ・地域防災計画の策定支援、自治体向け防災対策予算の執行、総合防災訓練の企画
- ・原子力事故が発生した場合の長期にわたる総合的な施策の実施の推進

関係組織の施策
の実施の推進

原子力規制委員会

(役割)

- ・原子力施設の安全規制
- ・原子力災害対策指針の策定

環境省等関係省庁

それぞれの事務の観点から、
原子力防災会議が推進する
事務を実施

緊急時

原子力災害対策本部

(原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置)

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
本部長員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等

(役割)

- ・原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策の総合調整
- ・原子力災害事後対策の総合調整

関係組織の総合調整

原子力規制委員会

(役割)

- ・原子力施設における
事業者への事故収束
活動の指導・監督

環境省等関係省庁

それぞれの事務の観点から、
原子力災害対策本部の総合調整
に協力

原子力防災体制

